

技術講習会等への支援のご案内 技術アドバイザー派遣事業

農業者等の研修や講習会を開催する際、当協会が認定する地域特産物マイスター等を講師（技術アドバイザー）として招く場合に謝金や旅費を支援する技術アドバイザー派遣事業を実施しています。

詳細は協会HPを参照いただき、支援を希望・検討される場合は、実施の遅くとも1か月前までに、研修の実施主体から協会への事前相談をお願いします。
ご不明な点は、協会までお問い合わせください。

研修の主催者
(JA、生産組織、協議会等)

日本特産農産物協会



研修の**1ヶ月前までに**事前相談と所定の手続き



講師への謝金・旅費を支援



マイスター等による栽培・加工などに関する指導



生産や加工等に携わる**5名以上**が参加
研修会・講習会（**2日以内**）

（令和5年度においては、当分の間は、相談を随時受け付ける予定ですが、予算の制約から、ご要望にお応えできなくなる場合も想定されます。具体的な時期や詳細等が決まっていない検討や構想の段階でも、年度当初に極力早めの相談をお願いします。）

技術アドバイザーの派遣事業の概要

(地域特産物マイスター等)

(公財) 日本特産農産物協会

地域特産作物の生産振興を目指す地域が、栽培や加工技術などについて農業者等が指導を受ける講習会や研修会へ地域特産物マイスター等を講師に招く場合に支援します。

1 支援の主な要件等

(1) 申請主体(研修の主催者)

地域特産作物の生産・加工に取り組む地方自治体や農業協同組合及びこれらを構成員に含む協議会や生産組織等(協議会等の場合、組織運営に関する明文化された規約があり、事務・会計の処理能力と体制を備えていることが条件)

(2) 講師(技術アドバイザー)

原則として協会が認定・登録した地域特産物マイスター(協会のHPでプロフィールを確認できます)。内容によっては、マイスター以外の学識経験者等も可能。

(3) 支援対象の期間

支援対象は**最大2日**まで

(4) 講習会の規模(参加者数等)

集落以上を参集範囲とし、地域特産作物の生産・加工等に携わる者が5名以上受講する講習会等

2 支援内容

講師(技術アドバイザー)への謝金(1日当たり最大2万円)及び講師旅費(協会の規程に基づく額)を申請者へ支援。

3 主な手続き

- (1) 申請者(研修会等の主催者)から、研修の**1か月前までに協会へ必ず事前相談**(マイスター以外の場合は2か月前まで)して下さい。(研修内容等のほか、産地化に向けた取組状況や計画、構想等を含めて確認し、必要な調整を行います。)
- (2) 協会との事前調整終了後に、所定の様式による申請書を協会に提出していただきます。協会で審査し、問題がなければ承認を通知します。
- (3) 研修実施後に、所定の様式と添付書類(申請者が技術アドバイザーへ支払った謝金と旅費の領収証など)で実績を報告いただきます。
- (4) 協会は申請者からの報告内容を確認し、申請者に対して謝金及び旅費を支払います。

【お問い合わせ・相談先】 (公財)日本特産農産物協会

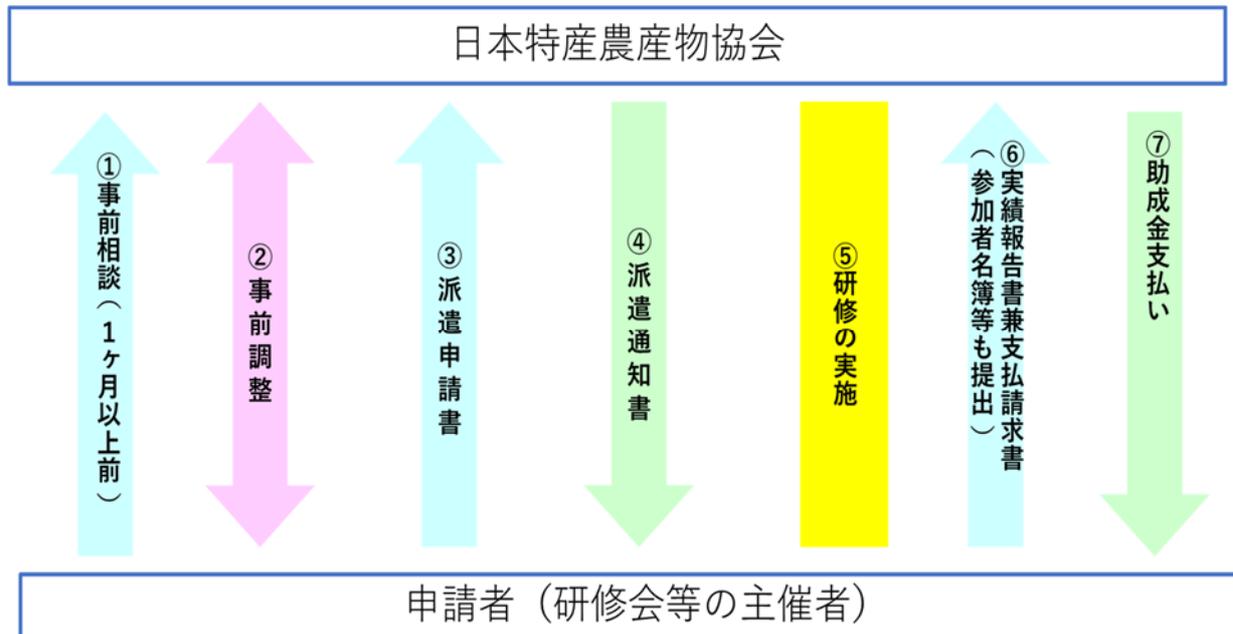
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町二丁目15番1号 フジタ人形町ビル7階
電話 03-6689-9428 FAX 03-3663-7525 e-mail:info@jsapa.or.jp

※ 詳しくは、協会HPの実施要領、様式等をご確認ください。

<http://www.jsapa.or.jp/mister/index.html>

(参考)

技術アドバイザー派遣事業手続きの流れ



(注意)

(ア) 事前相談 (遅くとも1か月前まで) の際は、お電話の上、以下を送付ください。

- ・別記様式1号案 (または、その内容が記載されたもの) (協会 HP から様式はダウンロードできます)
- ・産地化への取組の現状や計画・構想等を説明した資料
- ・研修のプログラム等の案
- ・参加予定者の所属属性 (研修実施主体の会員、市町村内の農業者など) がわかる資料
- ・申請者の組織の規約や定款など
- ・地域特産物マイスター以外を講師とする場合 (2か月前までに事前相談) は、その講師に関する資料

(イ) 同一年度における同一事案への派遣は3回まで。

(ウ) 事前相談は、随時受け付ける予定ですが、予算に限度があることから、要望の状況によっては、ご要望にお応えできない場合もあります。